

松こ福第278号
令和6年7月23日

指定障害児通所支援事業所の長 様
(松本市内に所在地のある事業所に限る)

松本市こども福祉課長

障がい児支援における安全管理について（通知）

日頃から本市の障がい児福祉施策に御理解を賜り感謝申し上げます。

指定障害児通所支援事業所における安全の確保に関する取組については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」及び「松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（令和2年条例第80号）」において、こどもの安全の確保を図るため、安全計画の策定が義務付けられています。

また、事故発生時には、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされています。

この度、国が安全計画の策定をはじめとした安全管理対策や日々の支援における事故防止の取組、事故発生時の地方自治体への報告や事故発生後の対応について定めた「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を策定しましたので、各事業所におかれましては国のガイドラインを参考として、安全の確保に取り組んでください。

なお、「安全計画の策定」は令和6年4月1日から義務化されておりますので、まだ策定をしていない事業所におかれましては、下記のとおり早急な安全計画の策定及び訓練等の実施を行ってください。

記

1 令和6年4月1日から義務化となった事項

- (1) 安全計画の策定及び安全計画に従い必要な措置を講じること
- (2) 従業者への安全計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施
- (3) 保護者への安全計画に基づく取組内容の周知
- (4) 安全計画の定期的な見直し及び必要に応じて安全計画の変更を行うこと

2 安全計画に関する資料等の掲載

「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」は下記の市のホームページに掲載します。既に掲載してあります「障害児通所支援事業所安全計画（ひな形）」等、安全計画に関する資料等も併せて確認いただき、安全計画の策定を行って

ださい。

市ホームページURL

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/226/134464.html>

松本市	こども部	こども福祉課
担 当	相談・支援担当	
電 話	33-4767(直)	
FAX	36-9119	
メール	kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp	